

平成19年度 第3回 兵庫県河川審議会 資料1-2(修正)
【修正該当頁のみを抜粋】

む こ がわ
武庫川水系河川整備基本方針
(案)

平成20年1月

兵 庫 県

武庫川水系河川整備基本方針

目次

1 流域及び河川の概要	1
(1) 河川の概要.....	1
(2) 流域の概要.....	1
(3) 地形・地質.....	1
(4) 気候・気象.....	2
(5) 自然環境・景観.....	2
(6) 歴史・文化.....	3
(7) 治水事業の沿革.....	3
(8) 砂防事業の沿革.....	4
(9) 水質.....	5
(10) 河川水の利用.....	5
(11) 内水面漁業.....	5
(12) 河川空間の利用.....	5
2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	7
(1) 洪水、高潮などによる災害の発生防止又は軽減に関する事項.....	8
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	9
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項.....	10
(4) 河川の維持管理・流域連携.....	12
3 河川の整備の基本となるべき事項	14
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項.....	14
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....	14
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項.....	15
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項.....	15
(参考図) 武庫川水系図.....	16

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

県では、県民の川に対するさまざまな要請に応えていくため、21世紀の川づくりのさきがけとなる基本的な考え方として「治水・利水」、「生態系」、「水文化・景観」、「親水」の4つの観点から、川づくりのあるべき姿を示した「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針」を策定し、「人と自然が共生する川づくり」に取り組んでいる。

武庫川水系においても、この「基本理念・基本方針」に基づき、歴史的に培われてきた武庫川を地域共有の財産と認識し、あわせて、洪水や濁水などの異常時のみならず365日の川づくりを常に意識し、活力にあふれ魅力的な武庫川を次代に継承していく。

特に、武庫川は、下流域が天井川の様相を呈しており、沿川は高度に市街化されていることから、ひとたび破堤すると甚大な被害が想定されること、上流域では過去に大規模なニュータウン開発が進められ、河川への流出増に伴う河道への負担が大きくなっていること、更には、都市近郊に残された豊かな自然環境の保全への要請が強いことなどから、従来の河川整備の手法に加えて特に次の4点の重要性を認識して川づくりに取り組む。

河道への負担を極力軽減させるため、流域内の諸施設を活用した流域対策により、河川への流出抑制を促進する。

築堤区間の堤防については、計画流量を安全・確実に流下させるため堤防強化を推進する。武庫川峡谷を始め流域内に残された自然環境を保全するため、事業実施にあたっては、水系内で生物の生活環境の持続に十分配慮した計画を策定する。

阪神・淡路大震災の経験や少子高齢社会の到来を踏まえ、人的被害の回避に向けて多様な情報手段を活用した正確で迅速な防災情報の提供を進める。

これらのことを踏まえ、専門家や地域住民等の「参画と協働」のもと、安全で自然と調和した個性豊かな武庫川づくりに向け、流域全体での総合的な治水対策を基軸として、治水、利水、環境にかかわる施策を展開する。加えて、流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り、かつ土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

一方、近年地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や濁水の深刻化が懸念され、自然や気象に関する新たな課題が指摘されている。そのため、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する。

なお、河川整備は長期間を要するものであるため、河川整備計画策定と計画実施の各段階においてそれぞれ目標を明確に設定し、「参画と協働」のもとで段階的に整備を進めていく。また

「動物の生息環境」と「植物の生育環境」は不可分であるため、両者を「生物の生活環境」という一つの言葉で表現している。後出の「生活空間」も同様に「生息・生育空間」の意味で、これらは動植物の生態に関して用いられる「生活史」という言葉の「生活」と同じ捉え方である。

事業効果をできるだけ早期に発現できるよう、費用対効果等を勘案して、「選択と集中」によりを図り、計画の効果的かつ効率的な整備を進める。

(1) 洪水、高潮などによる災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川対策

災害の発生の防止又は軽減については、武庫川が位置する地域特性や想定氾濫区域内人口及び資産により評価し定めた計画規模の洪水や高潮から人命、資産を守ることを目標とする。具体的には、河川利用や河川環境の保全、更には本支川及び上下流の治水バランスに十分配慮しながら、河道掘削、護岸整備、堤防強化、治水上支障となる堰・橋梁等の改築や洪水調節施設の整備を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。更に、武庫川の氾濫域の一部（尼崎市、西宮市）は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震・津波防災を目指し、阪神・淡路大震災における被害等を教訓にして、河川管理施設の耐震対策を推進する。内水被害の著しい地域については関係機関と連携し、内水被害が軽減されるよう調整を図る。

流域対策

武庫川では、河川対策、減災対策に加え、流域が一体となって治水に取り組むために、関係機関や事業者、そして地域住民との連携を強化し、流域内の保水・貯留機能の確保等の流域対策を促進する。

流域内の学校、公園については、関係機関との連携と地域住民の協力のもと雨水貯留施設の整備に取り組んでいく。

流域内には、多くのかんがい用目的のため池があることから多く存在しているが、関係機関やため池管理者と協議し、安全性の確保や利水・環境保全機能との整合を図りつつ、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。

開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。

森林については、川と同様に地域共有の財産と認識し、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止等の公益的機能が低下しない持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、が一体となった「災害に強い森づくり」を進めるとともに、森林整備の実施と無秩序な伐採・開発行為の規制等によりを通じて、森林が適正に保全されるよう努める。

なお、土砂や流木の流出が災害発生の一因となり得ることからも、森林整備を進めるとともに、砂防事業や治山事業による土砂災害対策を引き続き進めていく。

水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努める。また、水田の貯留については、稲刈前や中干しの時期を除き流出抑制効果が期待できることから、各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。

加えて、これら流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流

効率性や生活の快適性を求めるあまり、水との関わりが希薄になっている。更に、流域の風土や歴史が培い育んだ水の文化も薄れつつあるが、流域に根ざした水の文化は、これからの地域づくりに重要な役割が期待される。

このような認識に立って、「健全な水循環系」を、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保されている状態と定義する。そして、その一環をなす川を巡る水循環について関係機関や地域住民と連携を図りながら、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全、流域の水利用の合理化、水辺環境の保全・創出等に努める。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全の全体的な方針

河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。

河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。

なお、優れた「生物の生活空間」の特定やその量的な評価などの技術的な検討は、「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果をもとに、専門家とともに行う。

【原則1】 流域内で種の絶滅を招かない

武庫川水系に暮らす種が、将来的にも武庫川水系で持続的に生息・生育しうることを目標とし、以下の2点を着眼点とする。ここでいう「種」とは、本来、武庫川水系に生息・生育する在来種を指す。

a. 「個体」ではなく「種」に着目

種の絶滅を招かないという原則を設けることで、今いる生物が将来にわたり暮らせる川づくりを進める。「種」を評価の対象とすることで、「個体」の場合よりも自然環境に対する対応策への自由度を増やす。

b. 武庫川水系内で対処

治水を優先する必要がある場合には、地元での対応に限定せずに、水系全体で戦略的に自然環境に配慮する。他地域からの個体の移植を安易に行うのではなく、水系内での個体群の維持を優先課題とする。

【原則2】 流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する

武庫川において生物の生活空間として優れていると判断された場所を、治水事業後も、その質と量の両面で確保することを目標とし、以下の3点を着眼点とする。

a. 優れた「生物の生活空間」の抽出